

地方税ポータルシステム(eLTAX)

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)では、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税・個人県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告、異動届等の電子申請・届出、電子納税などの手続きをインターネットを利用して行うことができます。ぜひご利用ください。

■ご利用時間

8:30～24:00 ※ 土・日・祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

■お問合せ先

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話 0570-081459(ハイシンコク) ※ IP電話やPHSなどをご利用の場合 03-5521-0019

受付時間 9:00～17:00 ※ 土・日・祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

※ 詳しくはeLTAXのホームページをご確認ください。

【電子申告の義務化】

平成30年度税制改正により、経済社会のICT化等を踏まえ、官民合わせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、一定の大法人について、地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告が義務化されることとなりました。

○対象税目

法人県民税、法人事業税(特別法人事業税を含む)

○対象法人

- ・内国法人のうち、その事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

○対象手続

確定申告書、中間(予定)申告書及び修正申告書

○対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

○対象事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

【地方税共通納税システムの開始】

令和元年10月から電子申告及び電子申請・届出に加え、全ての都道府県・市町村へ地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて電子納税ができるようになりました。

○対象税目(県税分)

法人県民税、法人事業税(地方法人特別税、特別法人事業税を含む)、
個人県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割

○メリット

- ・全ての都道府県、区市町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができます。納税事務の負担が軽減されます。
- ・電子申告を行った申告情報や特徴税額通知データを共通納税システムに引き継いで納税することができます。
- ・事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納税することができます。(ダイレクト納付)
- ・地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。
- ・共通納税することによる手数料は無料です。

※ 詳しくは共通納税に係るホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>)をご確認ください。

【地方税共通納税システムの対象税目の拡大】

令和3年10月から、新たに個人県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者が、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて電子申告及び電子納入を行うことができるようになりました。